



食料産業レター

食・食を生み出す農山漁村の資源や環境に携わる方のために

2012年 9月臨時号

発行日 9月7日

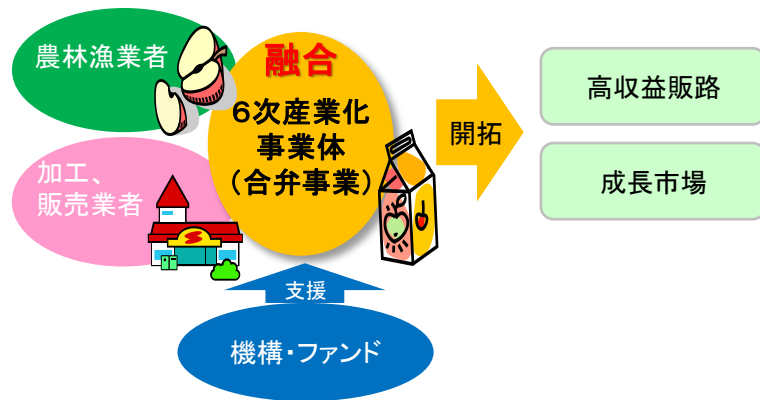
発行者 農林水産省
食料産業局

1. 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 (ファンド法) が成立しました！

平成24年8月29日に、今国会に提出していた株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（ファンド法）が成立しました。これにより、官民共同出資の農林漁業成長産業化ファンドが創設されます。6次産業化の取組をさらに拡大・高度化しようとする皆さんのチャレンジを支援します。

1 出資対象者

農林漁業者と2次・3次の事業者（パートナー企業）が連携して取り組む会社で、六次産業化法の計画認定を受けた会社（6次産業事業体）



2 活用メリット

- ファンドによるマッチングにより、事業の相方として相応しい農林漁業者と連携し、産地段階から連携した商品・メニューの差別化、日本の農林漁業の底力を活かした輸出など、新たな事業展開が図れます。
- ファンドが経営に参加した形の合併事業で取り組むため、事業が長期的・安定的に取り組みやすくなります。
- 農林漁業の事業の特性を踏まえて、最長15年間の長期の資金を、出資及び資本性劣後ローンの形で供給します。
- 出資による資金供給のため、設備投資だけではなく、運転資金・人件費等さまざまな資金需要に対応することができ、機動的な事業経営が行えます。
- 合併会社への出資にあたって、既存の加工・販売施設等を現物出資することで、資金負担の少ない形で、ファンドを活用することもできます。

【お問合せ先】農林水産省食料産業局ファンド企画室
03-6744-1519

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の概要

1 背景

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、食と農林漁業を再生するため、民間の資金・ノウハウを十分に生かし、官民が連携した新たな資金循環等による農林漁業の成長産業化が求められているところ。

2 趣旨

我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。

3 法律の概要

(1) 機構の設立及び政府の出資等

- ① 機構は、農林水産大臣の認可により全国で一を限り設立
- ② 政府は、常時、機構の発行済株式総数2分の1以上を保有し、必要と認めるときは機構に出資等を実施 【H24当初予算:300億円(産業投資)】

(2) 農林漁業成長産業化委員会

支援対象及び支援内容等の決定のため、機構に農林漁業成長産業化委員会(農林漁業に関し専門的な知識経験を有する者その他の委員で組織)を設置

(3) 業務の範囲

- ① 新たな事業分野を開拓する事業活動を行う六次産業化法の認定事業者に対する出資(直接出資)、資本性劣後ローンの提供
- ② ①の者に対し資金供給その他の支援を行う団体に対する出資(間接出資)、指導 等

(4) 支援基準及び業務の実施

- ① 農林水産大臣は、機構が支援対象及び支援内容を決定するに当たって従うべき基準(支援基準)を策定
- ② 支援基準は、農林漁業者の主導性の確保に関する事項等を含み、地域の農林漁業の健全な発展等に配慮して策定
- ③ 機構は、支援基準に従い、農林水産大臣の認可を受けて支援を実施

(5) その他

上記のほか、農林漁業者等の意見聴取、存続期間(～H45. 3)、国による監督等の規定を整備

2. 平成25年度予算概算要求の概要

9月7日、農林水産省は、平成25年度予算の概算要求を提出しました。食料産業局関係の要求の主なポイントは次のとおりです。〔 〕内は前年度予算額

(1) 農山漁村から広がる6次産業化

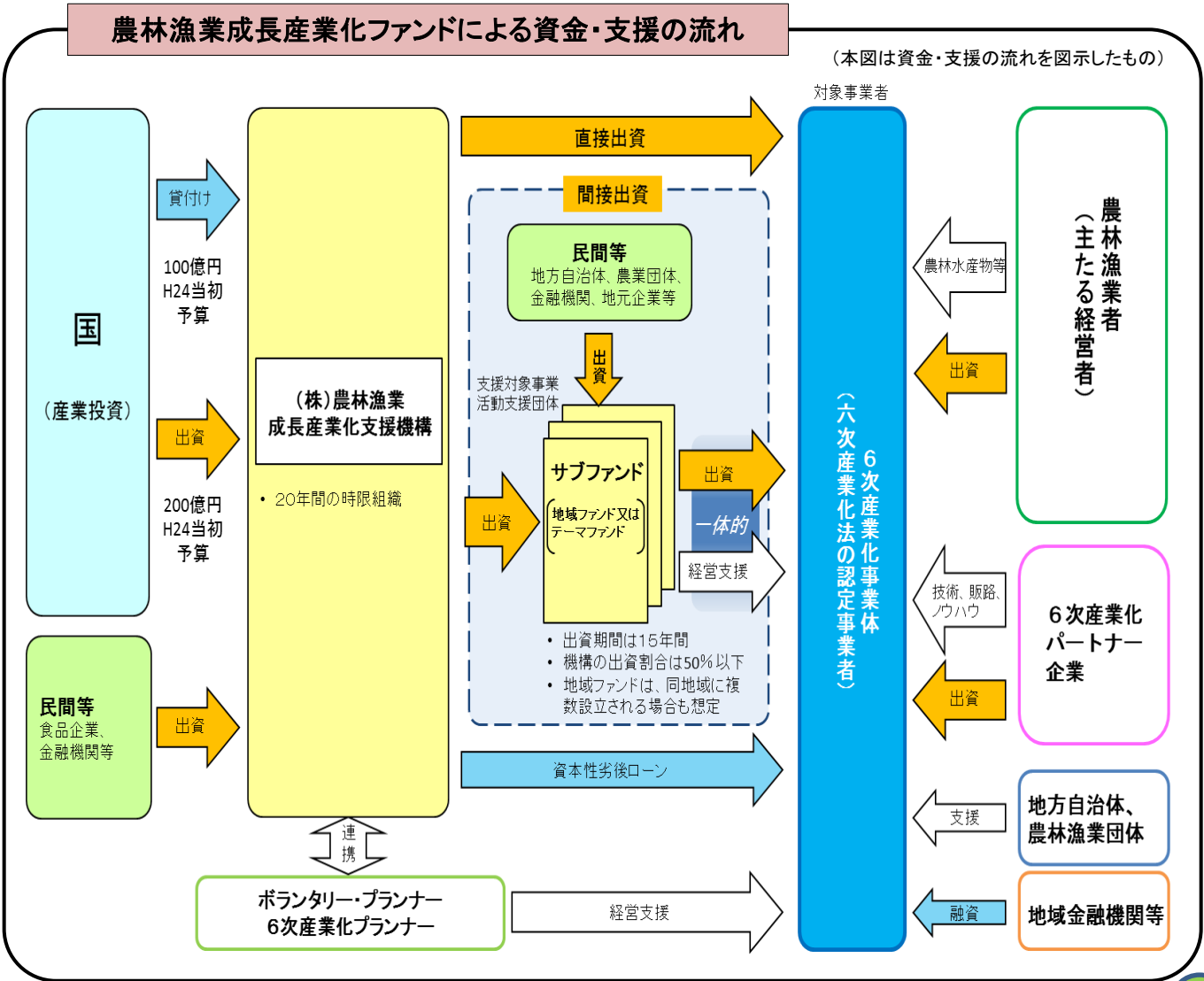
「日本再生戦略」において「重点分野」の一つとして、「農林漁業（6次産業化）」（平成24年7月31日閣議決定）が位置づけられました。また、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法が今国会で成立しました。

これに基づき、農林漁業の6次産業化や地産地消の取組を着実に推進するとともに、本格的な事業展開に向けた広域的・複合的な取組等を推進します。

1 農林漁業成長産業化ファンドの本格始動

新たに設立される「（株）農林漁業成長産業化支援機構」を通じて、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し出資等による支援を実施します。

【平成24・25年度の総契約規模1,000億円（財投資金）】
250〔200〕億円（産投出資）
100〔100〕億円（産投貸付）



2 6次産業化の新展開

① 6次産業化ネットワークの構築

六次産業化を先導する人材の育成を図りつつ、農林漁業と流通、食品、観光、輸出などが広域で、又はテーマ別でネットワークを形成し、マッチングを促進することにより、多様な業種と連携した新商品開発や販路開拓、施設整備等の6次産業化や地産地消の取組を支援します。

【51〔0〕億円】

② 6次産業総合推進事業

6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、6次産業化の先達であるボランティア・プランナー等が経営の発展段階に即した個別相談等を実施するとともに、農林漁業者等による新商品開発や販路開拓、人材の育成等の取組を支援します。



【13〔14〕億円】

③ 6次産業化推進整備事業

六次産業化法等により認定された農林漁業者等が、当該事業計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備を支援します。



【19.8〔22〕億円】

3 知的財産の総合的活用の推進

知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出、地理的表示保護制度の円滑な導入に向けた取組及び海外における我が国地名等の第三者による商標登録の防止等の取組を支援します。

【2.5〔0〕億円】

(2) 輸出促進・食文化の海外発信

「日本再生戦略」に基づき、東京電力福島第一原発事故の影響等で落ち込んだ農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円水準とするため、国家戦略的なマーケティング体制の構築など、農林水産物・食品の輸出促進の取組の強化を図ります。

また、世界で高く評価されている日本の食文化について、観光や教育等と連携して、世界に幅広く発信します。

1 輸出総合サポートプロジェクト

輸出を飛躍的に拡大するため、事業者発掘から商談支援まで、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）との連携強化を通じた、川上から川下に至る総合的なビジネスサポート体制を構築します。

【14.3〔0〕億円】

2 おいしい日本プロジェクト（仮称）の推進

日本食・食文化を発信する伝道師の育成、世界の拠点都市での日本食イベントや情報発信等を一体的、戦略的に展開するプロジェクト等を実施します。

また、国内で食を通じた消費者と生産者の絆を深める「食と農林漁業の祭典」を開催します。



【30〔0〕億円】

3 ミラノ国際博覧会政府出展への取組促進

「食」をテーマに開催される2015ミラノ国際博覧会出展のため、日本館・展示物の設計・建築（製作）、行催事・広報活動の計画策定を実施します。

【7.6〔0.3〕億円】

4 輸出に取り組む事業者向け支援

農林漁業者等が海外市場調査やバイヤーの招へい等の活動を行い、地域・地方の製品の輸出拡大に向けた取組を支援するとともに、品目別に主な国内産地を取りまとめる団体等が行うジャパン・ブランドの確立に向けた品目全体のプロモーションや、セミナー開催などの取組をサポートします。

【4.2〔4.3〕億円】

(3) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの取組

「日本再生戦略」において「重点分野」の一つとして、「グリーン（エネルギー・環境）」が位置づけられるとともに、「グリーン成長戦略」「農林漁業成長戦略」においても、再生可能エネルギーの導入などが重要な戦略として位置づけられています。

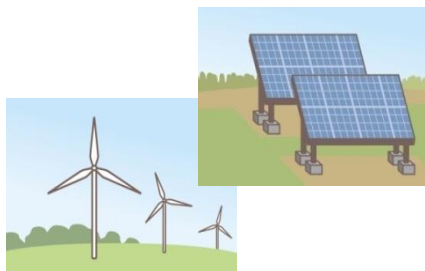
地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待されます。

以下の取組等を推進することにより、地域の所得と雇用を創出し、地域資源を活用した自立・分散型エネルギーシステムの実現を目指します。

1 農山漁村活性化再生可能エネルギーモデル構築事業

農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業による収入を地域の農林漁業の発展に活用する「地域還元モデル」の構築への支援を行います。

【14.9〔0〕億円】



2 バイオマス産業都市づくり対策事業

地域のバイオマス資源の発生から収集運搬・製造・活用までの総合的な利用システムが構築され、他の地域産業との連携・結合によって、バイオマス資源を活用したグリーン産業の成立を目指している地域等を対象に「バイオマス産業都市推進計画」の策定を支援するとともに、バイオマス産業都市の実現可能性の高い地域を選定するための事業可能性調査を行い、専門家による市町村等の計画づくりに対する支援を行います。

また、バイオマス産業都市づくりに必要な施設整備や地域循環型燃料の地産地消の取組を支援します。

【34.1〔0〕億円】

(4) 食品産業の強化

我が国経済の急速なグローバル化の流れに、食品産業が対応し、持続的に発展していくため、急成長する新興国等の市場への海外展開を推進するとともに、国際的に通用する品質管理体制の強化等の国内基盤の強化を図ります。

1 食品産業グローバル革新支援事業

食品産業事業者が法律等の中小企業等支援スキームの活用等により海外展開を行う取組や、食品産業事業者の国内での基盤強化のための取組を支援します。

特に、①食品の品質管理体制を強化するための取組（一般的衛生管理プログラムの整備・普及、食品製造業者のHACCP導入の支援等）を推進するとともに、②国際標準化の推進（我が国の食品産業の実態に即した国際標準原案の作成検討等）、③食品規格等の統一・調和を図るための調査・普及等を行います。

【3.8〔0〕億円】

2 食料品バリューチェーン構築支援事業

バリューチェーンの優良事例の整理及び促進方策の検討のほか、商品情報の共有化等が可能となる流通BMSを容易に導入するための検証や、新たな表示制度に即した適正表示のためのシステム構築の検討を支援します。

【0.8〔0〕億円】

3 災害に強い食品サプライチェーン構築事業

食品産業事業者が災害時の食品流通に関する協定を締結するとともに、同協定に基づく調達や輸送のバックアップなどの実証を行う取組を支援します。

【0.4〔0〕億円】

4 卸売市場間ネットワーク形成推進事業

卸売市場のネットワーク間で共同利用する内外の物流施設における低温保管倉庫や低温配送施設等の導入支援（リース方式）を行います。

【0.2〔0〕億円】

(5) 産業化のための政策シーズの構築

農林漁業の成長産業化には、6次産業化の推進に必要な各種施策の共通基盤となる政策シーズを構築することが必要です。そのため、市場ニーズに即した新商品の創出、人材育成、植物新品種の活用等を支援します。

○ 食料産業イノベーションの推進

食料産業分野におけるイノベーションの創出を促進するため、農林漁業者と異業種との連携による市場ニーズに即した新商品等の創出を支援するほか、機能性成分を活用した商品化、AI（アグリインフォマティクス）システムの実用化を支援します。

6.1〔13.9〕億円

(6) 東日本大震災からの復旧・復興対策

1 農産物等輸出回復事業

○ 信頼回復のための情報発信

日本産食品の主要な輸出先国・地域において、TV、新聞等のメディアを活用し、日本産食品等の安全性や魅力に係る情報を発信し、広く消費者等に正しい情報を提供することにより信頼回復を図り、日本産食品に対する購買意欲を刺激し、縮小した日本産食品の輸出の回復を図ります。

【1.7億円】

2 農山漁村再生可能エネルギー導入事業

○ 農山漁村活性化再生可能エネルギーモデル構築事業

被災地域（岩手県、宮城県、福島県）の農山漁村において、農林漁業者等が参画し、地域の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業による収入を地域の農林漁業の発展に活用する「地域還元モデル」の構築への支援を行います。

【2.1億円】

3 福島産農産物等戦略的情報発信事業

○ 福島県産農産物等に対する全国の消費者への正しい理解の促進により、市場におけるブランド力を回復させるため、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて、各種媒体等による効果的訴求を行うPR活動を支援します。

【16億円（復興庁計上）】

※ 本号は、平成25年度予算概算要求に合わせ臨時に発行したものです。

お問い合わせ先

食料産業レター編集委員会事務局

〒100-8950

農林水産省食料産業局企画課

東京都千代田区霞が関1-2-1

電話(03)6744-2064(直通)

農林水産省HP <http://www.maff.go.jp/>